

令和7年度一般会計予算に係る地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

平成26年4月1日から施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度苅田町一般会計における社会保障施策関係経費への充当状況については、下記のとおりです。

1. 地方消費税交付金予算額

総 額	従 来 分	増収（社会保障財源化）分
千円	千円	千円
1,063,686	538,149	525,537

2. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

社会保障財源化分525,537千円を社会保障施策関係経費の一般財源2,343,699千円に充当します。

事 業 名		7年度 予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国県支出金	その他		うち交付金 充当額
社会・児童福祉	社会福祉事業 障がい者福祉事業 高齢者福祉事業 児童福祉事業 母子福祉事業など	千円 3,975,686	千円 3,052,782	千円 23,675	千円 899,229	千円 201,638
社会保険	国民健康保険事業（繰出金） 介護保険事業（繰出金） 後期高齢者医療事業（繰出金）	1,418,246	268,268		1,149,978	257,864
保健衛生	疾病予防対策事業 母子保健事業 健康増進（がん検診）事業など	312,116	17,624		294,492	66,035
合 計		5,706,048	3,338,674	23,675	2,343,699	525,537

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する経費（事務費や職員の人件費を除いたもの）のうち一般財源の比率に応じて按分し充当しています。